


<p>〔氏名〕 長島 弘 神奈川県出身、1962年生</p>	
<p>〔現職〕 立正大学法学部教授</p>	
<p>〔学生へのメッセージ〕 ※ゼミの指導方針や過去のテーマ等はここに入れてください。 最近、3つのテーマに関心を持っています。</p> <p>①国税庁の発遣した通達が法令規定との関係で齟齬がないか、また施行令や施行規則といった政令省令が委任命令の場合には、政令省令の内容が法律の委任の範囲内か否か</p> <p>②所得税の所得区分(雑所得、事業所得、給与所得の境界線)</p> <p>③法人税法 22 条 4 項に規定する「公正妥当な会計処理の基準」と会社法・金融商品取引法との関係</p> <p>担当する法人税法は、この①について多くの問題があります。また③は、法人税法を理解する上で最も根本的な問題です。受講生と一緒に考えを深めていきたいと思っています。</p>	
<p>〔専門分野〕 税法</p>	
<p>〔担当科目〕 法人税法</p>	
<p>〔主な経歴〕</p> <p>2019年4月・現在立正大学 法学部 法学科 教授</p> <p>2014年4月・2019年3月立正大学 法学部 法学科 准教授</p> <p>1992年4月・2013年3月自由が丘産能短期大学(旧「産能短期大学」(名称変更)) 専任講師</p> <p>1991年4月・1992年3月産能短期大学 兼任講師</p>	
<p>〔主な研究業績/社会的活動〕</p> <p>主な研究業績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「税務調査における公正手続と改正国税通則法」租税訴訟 13 号 346-375 頁 (2020/07) ・ 「GAAR か TAAR か:租税回避否認規定の現状と今後の方向性 (巻頭論文)」月刊税理 62 号 14 号 2-9 頁 (2019/11) ・ 「個人の借入金について受けた債務免除益の所得区分」ジュリスト 1534 号 126-129 頁 (2019/07) ・ 「租税法律主義の趣旨と射程—NHK受信料事件を素材に—」税法学 581 号 91-114 頁 (2019/06) ・ 「収益認識基準対応としての法人税法 22 条の 2 の問題点」会計・監査ジャーナル (761 号 110-117 頁 (2018/12) ・ 「公正処理基準とは何か-租税法律主義の視点から-」産業経理 78 巻 2 号 90-101 頁 (2018/07) ・ 「租税法律主義と租税法における政令委任の範囲—法人税法施行令 72 条の 3 に関する合憲性の問題に着目して—」税法学 571 号 99-119 頁 (2014/06) 	

社会的活動

- ・ NHK「ちこちゃんに叱られる」で4月1日生まれが上の学年に入る理由を解説（2019年3月）

〔所属学会・団体〕

租税法学会、日本税法学会、日本租税理論学会、租税訴訟学会、租税法務学会
税務会計研究学会、日本私法学会、日米法学会、日本会計研究学会、実務公法学会
租税実務研究学会、日本租税研究協会、商事法務研究会

〔資格・表彰〕

税理士

〔研究業績・社会活動等報告書〕 ※前頁の紹介内にご記入いただいても結構です。

1. 研究業績
2. 社会活動
3. コンサルティング アドバイス業務
4. その他